

# 実地指導における指摘事例

訪問系サービス（移動支援含む） 編

神戸市福祉局監査指導部





# 目次

Agenda

- 01** 従業者の勤務管理
- 02** 直接介助を行っていない時間の算定
- 03** 複数人に対する同時サービス

# 1. 従業者の勤務管理

- 勤務予定及び勤務実績記録を作成し、従業者の勤務時間を明確に管理する必要があります。
  - サービス提供記録はサービス提供時間を示す記録とはなりませんが、勤務時間を証明するための書類ではありません。
  - 従業者の勤務を確認するためには、勤務予定及び勤務実績記録の作成が必要です。

## 指摘事例

- ✓ 非常勤職員について、タイムカード等の勤務実績記録を作成しておらず、勤務時間を確認できなかった。

## 2. 直接介助を行っていない時間の算定

- 実際に直接介助を行った時間をサービス提供時間として、明確に区分して記録しましょう。
  - 病院内の移動等の院内介助は、原則院内のスタッフにより対応されるべきものです。  
(平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(平成20年4月25日障障発第042501号))
  - 居宅介護等の所要時間とは、実際に居宅介護等を行った時間となります。  
⇒ 院内での診察時間や単なる待機時間、ヘルパーが車を運転している時間は、実際に居宅介護等のサービスを提供していない時間となるため、居宅介護等の所要時間に含むことは不適切です。

### 指摘事例

- ✓ 病院の診察時間をサービス提供時間に含めていた。
- ✓ 外出介助の際に、ヘルパーが車を運転している時間をサービス提供時間に含めていた。

### 3. 複数人に対する同時サービス



- 従業者と利用者が1対1で、居宅介護等のサービスを行うこと。
  - 居宅介護等のサービスは従業者と利用者が1対1で行うものです。
  - 従業者1人が複数の利用者に対して同時に行ったサービスについて、自立支援給付等の請求を行った場合は、請求が1人分のみであっても、不正な請求となり行政処分の対象となる場合があるため、ご注意ください。

#### 指摘事例

- ✓ 従業者1人が複数の利用者に対して、同時にサービス提供を行っていた。  
(従業者と利用者が1対1のサービスとなっていない事例)